

【前期第4問】

Xは、自己の経営する飲食店(「甲店」)の宣伝のため、まず表面は、写真製版の方法により日本銀行発行の千円紙幣と同寸大、同図案かつほぼ同色のデザインとしたうえ、上下2か所に小さく「サービス券」と赤い文字で記載し、裏面は広告を記載したサービス券Aを写真製版所に印刷させた。

なお、サービス券Aの作成前、製版所側からの指摘もあり、Xは警察署に知合いの巡査(防犯課保安係)を訪ね、同人及びその場にいた同課防犯係長に相談したところ、同人らから通貨及証券模造取締法の条文を示されたうえ、紙幣と紛らわしいものを作ることは同法に違反することを告げられ、サービス券の寸法を真券より大きくしたり、「見本」、「サービス券」などの文字を入れたりして誰が見ても紛らわしくないようにすればよいのではないかなどと助言された。しかし、Xは、警察官らの態度が好意的であり、右助言も必ずそうしなければいけないというような断言的なものとは受け取れなかったことから、右助言を重大視せず、表面の印刷が千円紙幣と紛らわしいものであるとしても、裏面には広告文言を印刷するのであるから、表裏を全体として見るならば問題にならないのではないかと考え、なお、写真原版の製作後、製版所側からの忠告により、表面に「サービス券」の文字を入れたこともあり、サービス券Aを作成しても処罰されるようなことはあるまいと楽観し、前記警察官らの助言に従わずにサービス券Aの作成に及んだ。

一方、Yは、サービス券Aを見て、自分の飲食店(「乙店」)でも、同様のサービス券を作成したいと考え、Xの承諾を得て、前記写真製版所に依頼し、表面は、サービス券Aと同じデザインとしたうえ、裏面は広告を記載したサービス券Bを印刷させて千円紙幣に紛らわしい外観を有するものを作成した。その際にYは、Xから、このサービス券は千円札に似ているが警察では問題ないと言っており、現に警察に配付してから相当日時が経過しているが別になんの話もない、帯封は銀行で巻いてもらったなどと聞かされ、格別の不安を感じることもなく、問題のないものであるか否かにつき独自に調査検討をしなかった。

X及びYの罪責について検討せよ。

参考条文 通貨及証券模造取締法 第1条、2条

- 第一条 貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス
- 第二条 前条ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

参考判例 最高裁昭和62年7月16日第一小法廷決定